

1 郵便サービスの種別(第一種・第二種)

現状及び課題

<現状>

- 郵便サービスは、郵便物(第一種～第四種)を送達する基本的なサービスと特別な取扱いを付加する特殊取扱サービスに大別。
- 第二種、第三種及び第四種の赤字が第一種及び特殊取扱の黒字で賄われる収支構造

<課題(日本郵便株から示された課題)>

- ① **物数の減少**
(平成13年度をピークに一貫して減少傾向)
- ② **コスト増**
(大型郵便物(定形外)が近年増加の傾向。
郵便物の厚さが3cmを超えると持戻率が急増)
- ③ **第二種の赤字**
(H25年度からH27年度まで大幅な赤字)
【H25:▲39億円、H26:▲215億円、H27:▲294億円】

2 政策的な低廉料金サービス(第三種・第四種)

現状及び課題

<現状>

- 第三種は国民文化の普及向上、第四種は特定の目的で国民の福祉増進に貢献するものとして、郵送料金を低料としている。
- 諸外国では我が国の第四種の通信教育、学術刊行物及び植物種子等に相当する低廉料金サービスは見られない。

<課題(日本郵便株から示された課題)>

- ① 制度の社会的意義(定期刊行物、点字・特定録音物等)
- ② **環境の変化(通信教育、植物種子等、学術刊行物)**
- ③ **赤字体質(第三種、第四種とも構造的な赤字)**
- ④ 承認条件等のチェックに係るコスト負担

これまでの議論の整理

<WGにおける整理・報告(H28.12)>

- 日本郵便株の経営の取組として郵便料金の見直しも選択肢
→ 日本郵便株より郵便料金の見直しの届出(H28.12.22)
- 日本郵便株の収支状況にかかる一層の情報開示とその制度的担保の検討
→ 郵便法施行規則改正(H29.3.31)により収支区分を明確化

<議論の整理>

● **郵便料金見直しの今後の影響の注視**

本年6月1日より郵便料金が改定。今後の郵便の利用動向(葉書の利用状況、定形外郵便物の再配達等の状況)、日本郵便株の収支状況等を注視。
その動向、状況次第では、郵便事業の収支改善等に向けて、サービス水準や料金を含めて、総合的な検討も必要となることに留意。

● **年賀葉書にかかる取組の検討**

年賀葉書について、利用者にとってより魅力的なものとなるよう様々な取組の検討が必要。

● **収支状況の適切な情報開示**

日本郵便株の収支状況について、今後も適切な情報開示を実施。

これまでの議論の整理

<関係省ヒアリング(H29.1)>

- 環境の変化が生じているとされたものを中心に、関係省(文部科学省、厚生労働省、農林水産省)にヒアリングを実施。

(関係省の主な意見)

- 紙でのやりとりの必要性やニーズがあり必ずしもICTで代替できるものでない。
- 仮に低廉料金を見直すこととなった場合はその影響は大きい。
- 郵送料金に係る予算措置等については対応が困難。

<議論の整理>

● **速やかな確認・検証、定期的な確認・検証**

- 関係省のヒアリングにおいては、定量的な数字に基づく必要性・妥当性の説明が不足。
- 特に通信教育、植物種子等、学術刊行物を中心とした低廉料金制度の必要性や妥当性を、定量的なデータに基づき、速やかに確認・検証を行い、必要性等が確認できた場合であっても、定期的な確認・検証は必要。
- 関係省においては定量的なデータの提供、把握等にも努めることを期待。
- 制度趣旨に反しない範囲で、日本郵便株の経営判断による料金見直しの可能性に留意。

3 郵便法に定める認可・届出

現状及び課題

<現状>

- 郵便料金は、第三種・第四種(認可制)を除き届出制。
- 日本郵便株は、郵便業務管理規程、郵便約款を定めて、総務大臣の認可を受けることなどが必要。
- また、郵便認証司に係る任命等について、総務大臣への推薦等が必要。

<課題(日本郵便株から示された課題)>

① 郵便料金の認可・届出

(試行的役務についても料金届出が必要)

② 郵便業務管理規程の認可

(消費税増税対応時等における郵便切手等の料額印面を変更する際、審議会諮問の手続が必要)

③ 郵便の業務の一部委託の認可

(受託者の変更等の場合に認可申請手続が必要)

④ 郵便認証司

(制度の運用に負荷)

これまでの議論の整理

<WGにおける整理・報告(H28.12)>

- 日本郵便株の事務的負担の軽減を図るため、必要な見直しを検討。
 - ① 試行サービスに係る料金規制及び郵便約款の輕微事項の見直しを検討
 - ② 郵便業務管理規程の郵便切手等の料額印面に係る認可基準等の見直しを検討
 - ③ 郵便の業務の一部委託に係る手続について、基準認可の可否を今後検討
 - ④ 郵便認証司制度に係る罷免等に必要な報告等の手続きの見直しを検討
- 省令等により措置する事項*については、郵便法施行規則等を改正し対応(H29.3.31)
※①の一部、②、④の一部

<議論の整理>

● 制度見直しの継続的な検討

- ・ 今後、残された法律による措置が必要な事項についても継続的に検討。
- ・ これらの事項以外についても、日本郵便株の要望等も踏まえつつ、不断に見直しや緩和を検討。
- ・ 「働き方改革」が実行された場合の日本郵便株への影響、特にサービス水準などユニバーサルサービスの提供方法の在り方への影響とそれに応じた見直しの可能性に留意。

4 郵便局ネットワークの維持

現状及び課題

<現状>

- 郵便局の設置については、日本郵便株式会社法等により義務付けられており、郵便局数は民営化後は大きな変化なく推移している。
- 簡易郵便局については、受託者の約9割が個人で、他に地方公共団体、農協、漁協等が受託者。

<課題(日本郵便株から示された課題)>

- 少子高齢化、都市部への人口集中と過疎地の人口減少という現象を踏まえると、現在の仕組みでこのまま過疎地の郵便局について、ユニバーサルサービスを維持し続けることが可能かは重要な課題と認識。

これまでの議論の整理

<WGにおける構成員の主な意見(H29.3~4)>

- ・ 郵便局ネットワークに係る法令上の基準は、中長期的には見直しも視野に入れつつ検討すべきではないか。
- ・ 簡易郵便局の受託者を安定的に確保するため、地方公共団体による受託の拡大等を検討すべきではないか。
- ・ 移動郵便局や出張サービスの活用によって、より機能的にユニバーサルサービスを維持できるのではないか。
- ・ 地方公共団体の事務を取り扱うことは郵便局の収益にもつながることから、積極的に地方公共団体等のニーズを吸い上げる必要があるのではないか。
- ・ 今後、日本郵便株ではできない部分についてはコストをシェアすることも必要。

<議論の整理>

● 既存の郵便局ネットワークの積極的な活用(公益性・地域性の発揮)

日本郵便株において、地方公共団体事務の取扱い、郵便局のみまもりサービス、マイナンバーカードを活用したキオスク端末の導入などの取組を進める必要。

● 将来にわたるユニバーサルサービスの安定的な確保

ユニバーサルサービスの安定的な確保については、日本郵政グループ等の意向を踏まえつつ、国等による支援措置の必要性などコスト負担の在り方を含め、引き続き検討。

● 郵便局ネットワークに関する制度等の見直しの検討

中長期的な課題として、現行制度や運用等の見直しの必要性も含め、引き続き検討。

5 ユニバーサルサービスコストの算定手法の検討

現状及び課題

<現状>

- 諸外国においては、算定手法として採用されている手法が国によって異なり、確立されたものではなく、また、算定主体、頻度、結果の活用等も国によって異なる。
- 我が国においては、情報通信審議会答申において、平成25年度(2013年度)のデータに基づき試算を行い、その結果を平成27年度(2015年度)に公表。
- 答申で示された郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定モデルは、郵便役務のユニバーサルサービスコストを算定する「郵便モデル」と、郵便局窓口業務(郵便・銀行・保険窓口)のユニバーサルサービスコストを算定する「郵便局窓口モデル」から構成。
- 郵便モデル、郵便局窓口モデルは、NAC法を採用するとともに、郵便モデルについては、PA法による算定も可能となるように、地域別・役務別の収益・費用・損益をボトムアップ方式で算定する方式を採用。
NAC(Net Avoidable Cost)法:回避可能費用法
PA(Profitability Approach)法:収益性アプローチ法

<課題>

- 答申で示されたユニバーサルサービスコストの算定手法の検証



これまでの議論の整理

<議論の整理>

● 情報通信審議会答申で示された算定手法の検証

- ・ 算定モデルについて、日本郵便㈱の経営効率化の取組を反映するために、一部改善する必要はあるものの、おおむね答申で示された手法に従って、次回の算定をすることが適当。
- ・ 答申において試算が示されたユニバーサルサービスコストは現状の事業実態を踏まえた試算として傾向をみる上で支障はない。

● 我が国における算定の意義、必要性、算定結果の活用可能性、主体、頻度

- ・ 当面は、ユニバーサルサービスコストを国民・利用者に明示し、郵政事業のユニバーサルサービスの実態を理解していただくことを主目的として、事業者の協力を得て、規制当局がユニバーサルサービスコストの算定を行っていくことが適当。
- ・ なお、データ提供に協力する事業者に多大な負担が生じることや、膨大なデータの処理、算定及び結果の検証に多くの時間を要すると踏まえると、事業環境の変化等を踏まえた、アドホック的な算定を必要に応じて行うことが適当。

● 今後の算定

- ・ 検討会の議論を踏まえた改善モデルに基づく郵政事業のユニバーサルサービスコストの算定については、今回は行わないが、改めて算定する際は、検討会で示した方向性を基に、検討会や審議会等第三者的な体制の場で、算定及びその算定結果の評価を行うことが適当。
- ・ 平成29年6月1日の第二種郵便物等の料金改定の影響、郵便・物流ネットワークの一定の再編といった事業環境の変化を反映したもので算定することが望ましいことから、平成29年度以降のデータを入手して、平成30年度以降に算定することを基本として考えることが適当である。ただし、日本郵便㈱のデータ提供が不可欠であることから、必要な協力を求める必要がある。